

国立大学法人小樽商科大学知的財産管理委員会規程

(平成19年2月8日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー（平成17年7月27日制定。第3条第5号において「知的財産ポリシー」という。）に基づく知的財産権の取得及び活用促進のための体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に、本学における知的財産の創出、管理及び活用等に関する事項を審議するため知的財産管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 知的財産に係る基本方針に関する事項
- (2) 知的財産に係る中長期的な目標及び戦略の策定に関する事項
- (3) 知的財産の取得及び権利化に関する事項
- (4) 知的財産権の保護及び活用に関する事項
- (5) その他知的財産ポリシーに関する事項（本学の知的財産審査委員会の諮問事項に係るものを除く。）

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長）
- (2) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する者 若干名

(任期)

第5条 前条第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月8日から施行する。
- 2 この規程施行後、第4条第4号に規定する最初の委員である者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。